

港湾作業料金表

博多港

平成7年9月8日認可
平成7年9月16日実施

目 次

港湾荷役料金表	1
総トン数1,000トン未満の 小型船荷役料金を除く	
港湾荷役料金表(船内荷役料金)	7
総トン数1,000トン未満の 小型船荷役料金を除く	
港湾荷役料金表(沿岸荷役料金)	13
総トン数1,000トン未満の 小型船荷役料金を除く	
港湾荷役料金表	21
総トン数1,000トン未満の 小型船荷役料金	
はしけ運送料金表	27
いかだ運送料金表	31

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からあっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品目			金額		
			接岸本船←→上屋・野積場内	接岸本船←→上屋・野積場前	
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入	1,052	939	
		空	893	797	
包装品	パレタイズ貨物 パンパック バッグコンテナ アレスリング		2,053	1,882	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,587	1,455	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		2,222	2,022	
	袋物 ペール物		2,787 2,728	2,543 2,487	
有姿貨物	カートン ケース クレート	軽貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの) 機械類(1個当たり5トン以上のもの) 青果類 冷凍品・冷蔵品	3,046 2,222 2,285 4,391	2,807 2,022 2,073	
	タイヤ 巻取紙(内地産)		2,091 1,681	1,933 1,503	
	木材	岸壁揚のもの	原木 米南洋材 北洋材	1,507 2,077 1,647	1,354 1,924 1,488
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,468	2,219
搬入貨物	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む) 鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル	2,378 2,022	2,173 1,847	
	石	材		2,422	2,249
	小肥料 鉱物	原礦 石(粉)		1,693	1,511
特殊鉱物	石(塊)		2,271	2,066	
砂糖			2,193	2,033	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、
拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまで
の作業。

② 「接岸本船内→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、
貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上
に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作
業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場
合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて
各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割ります。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	47,980	74,710	101,500	128,270	151,080
半夜 (16時30分から21時30分まで)	74,640	116,210	157,890	199,540	235,010

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待

機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときには限りません。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1 口につき 単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	380,640	592,700	805,240	1,017,610	1,198,570
半夜 (16時30分から21時30分まで)	380,640	592,700	805,240	1,017,610	1,198,570

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときには限りません。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貨作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目			金額		
ユニタ イズ貨物等	コンテナ	実入	514		
		空	437		
パレタイズ貨物 パンパック バッグコンテナ プレスリング			1,259		
ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			974		
完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,285		
袋 物			1,649		
ペール物			1,600		
包 裝 品	カートン ケース クレート		維貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		
			1,950		
			機 械 類(1個当たり5トン以上のもの)		
			1,285		
青 畑 類			1,289		
冷凍品・冷蔵品			3,246		
タ イ ヤ			1,369		
巻 取 紙 (内地産)			833		
有 姿 貨 物	木 材	水落しのもの	原 木	561	
		岸壁揚のもの	原 木	米 南 国 材	781
				洋 材	
			北 洋 材	1,381	
	製 材			895	
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,286		
鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の钢管含む)		1,422		
	鋼 管(口径12インチ以上のもの)		1,209		
	コイル				
石 材			1,640		
撒 貨 物	小 肥 料 原 料 鉱 磷 石(粉)		828		
	鉱 磷 石(塊)		1,313		
	特 殊 鉱 磷 石				
	砂 糖		1,468		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 握荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	29,860	45,760	61,680	77,590	89,540
半夜 (16時30分から21時30分まで)	46,450	77,180	95,950	120,700	139,280

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	9人以上 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	236,890	363,030	489,330	615,550	710,350
半夜 (16時30分から21時30分まで)	236,890	363,030	489,330	615,550	710,350

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免稅となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）
(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額	
			接岸本船船側 はしけ内↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側 はしけ内↔ 上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実 入	593	474
		空	503	402
	パレタイズ貨物 パンパック バッグコンテナ プレスリング		902	722
ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			697	558
完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1,054	843
袋 物			1,285	1,028
包 品	ペール物		1,272	1,018
装 品	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの) 機 械 類(1個当たり5トン以上のもの) 青 果 類 冷凍品・冷藏品	1,256 1,054 1,116 —	1,005 843 893 1,376
有 姿 貨 物	タ イ ャ		832	666
	巻 取 紙 (内地産)		936	749
木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材 北 洋 材	805 644 805 644 839 671
		製 材		
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,312	1,050
鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の钢管含む)		1,081	865
	鋼 管(口径12インチ以上のもの) コイル		919	735
	石 材		909	727
撒 貨 物	小 肥 料	麦 粒	954	763
	肥 皵	原 料		
	礦 砂	礦 砂 (粉)		
	特 殊 矿	礦 砂 (塊)	1,077	862
	砂	砂 糖	840	672

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、積付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、積付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 %

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 %

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヵ月以上の長期契約があること

② 1ヵ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
		18,120	28,950	39,820	50,680	61,540	72,410
半夜 (16時30分から21時30分まで)		28,190	45,030	61,940	78,840	95,730	112,640

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
		143,750	229,670	315,910	402,060	488,220	574,450
半夜 (16時30分から21時30分まで)		143,750	229,670	315,910	402,060	488,220	574,450

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）移行2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,075
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,959
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当たり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,850

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	区分	施設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		12	8
織 繊 原 料 類		51	39
青 果		51	39
炭 製 品		61	51
そ の 他 の 貨 物		90	73

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置きの料金とします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数とし

ている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品目		金額	
ユニタリズ貨物等	コンテナ	本船内←→上屋・野積場内	本船内←→上屋・野積場前
	実入	771	713
	空	655	606
	パレタイズ貨物 パンパック バッグコンテナ プレスリング	1,882	1,745
ノックダウン自動車	完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	1,455	1,349
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)	2,022	1,861
包装品	袋物	2,543	2,347
	ペール物	2,487	2,293
	轟貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)	2,807	2,616
	機械類(1個当たり5トン以上のもの)	2,022	1,861
	青果類 冷凍品・冷藏品	2,073 —	1,903 4,130

有 姿 貨 物	タ イ ャ				1,933	1,807			
	卷 取 紙 (内地産)				1,236	1,148			
	本 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,354	1,231			
				南 洋 材					
			北 洋 材	1,924	1,801				
	製 材				1,488	1,360			
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)				2,219	2,020			
	鋼 材	一般鋼材(口徑12インチ未満の鋼管含む)			1,865	1,762			
		鋼管(口徑12インチ以上のもの) コイル			1,586	1,498			
	石 材				2,249	2,111			
撤 貨 物	小 肥 料 原 料 肥 鉱 磷 石(粉)				1,511	1,366			
	特 殊 鉱 磷 石(塊)				2,066	1,903			
	砂 糖				2,033	1,906			

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1トンにつき単位円)

品 目			金 額		
			本 船 内 ← → 上 屋 ・ 野 積 場 内	本 船 内 ← → 上 屋 ・ 野 積 場 前	
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実 入	771	616	
		空	654	523	
	パレタイズ貨物 バンパック パックコンテナ プレスリング		1,173	939	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		906	725	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1,370	1,096	
包 裝 品	袋 物		1,671	1,336	
	ペール物		1,654	1,323	
	カートン ケース クレート	雑貨類(機械類(1個当たり5トン未満のもの) 機械類(1個当たり5トン以上のもの)	1,633 1,370	1,307 1,096	
		背 果 類	1,451	1,161	
		冷凍品・冷藏品	—	1,789	
	タ イ ャ		1,082	866	
	巻 取 紙 (内地産)		1,217	974	
有 姿 貨 物	木 材	岸壁揚のもの	原 木 米 国 材 南 洋 材 北 洋 材	1,047 1,047 1,091	837 837 872
			製 材		
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,706	1,365
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,405	1,125
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		1,195	956
	石 材			1,182	945
鐵 貨 物	小 肥 鉱	料 原 料 礦 石(粉)		1,240	992
	特 殊 鉱	礦 石(塊)		1,400	1,121
	砂 糖			1,092	874

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看護作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

はしけ運送料金表

I 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品目	金額	
	港湾内運送	
	通常の港湾内	特定地区との間
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,242	1,353
撤貨物	1,120	1,233

特定地区は、西戸崎地区とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繫留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繫留するまで、又は貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繫留するまでの作業とします。

なお、荷操作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の3割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき単位円)

品 目	金 領
一般包装品	131
ユニタイズ貨物 有姿貨物 散 貨 物	66

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞 船 料 金

積載貨物トン数1トン1日につき142円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最 低 料 金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ販物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

い　か　だ　運　送　料　金　表

I 適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

本船沖取一仕訳筏組

(1立方メートルにつき単位円)

品 目		金 額
原 木	米 国 材	1,045
	南 洋 材	849
	北 洋 材	1,285

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が、適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します

種 别	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間ににおける作業	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

区 分	金 額
昼間（8時30分から16時30分まで）	29,300
半夜（16時30分から21時30分まで）	45,580

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

4. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円53銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円09銭

5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. そ の 他

- (1) 特殊貨物（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、棧積・棧崩しを伴う作業等）及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剝作業、水切作業、堀・整理事業及び筏綱補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。
- (3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した

場合の費用については、実費を申し受けます。

- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取扱め又は、慣習によります。

別掲料金表

博多港

平成7年9月16日実施

目 次

船 内 荷 役 料 金	1
はしけ運送料金	5
沿岸荷役料金	7
共 通 事 項	9
別紙1 類似品目表	11
別紙2 危険品の分類表	13
別紙3 貨物別系数表	14

船 内 荷 役 料 金

船内荷役料金の部

1. ハッチ蓋・ビーム開閉作業手伝料金（1碇泊、1船艤につき）（標準）

区分	昼間 (08:30~16:30)	半夜 (16:30~21:30)
2,000G/T未満	5,310円	7,450円
2,000~4,000G/T	7,980円	11,170円
4,001~6,000G/T	13,300円	18,650円
6,001G/T以上的一般貨物船	25,560円	37,340円
外航散貨物船	32,010円	44,810円
スチールハッチ装備船（自動開閉式に限る）の中蓋開閉作業を行なった場合	5,310円	7,450円

備考

- (イ) 稚泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行なった場合は、実作業時間に対し船内荷役料金第4項(1)の待機料金相当額を申し受けます。
- (ロ) 特殊船艤（デープタンク、冷蔵庫等）の当該作業は、実作業時間に対し船内荷役料金第4項(1)の待機料金相当額を申し受けます。

2. スタンバイギヤー手伝料金（1碇泊、1船艤、1セックにつき）（標準）

区分	昼間 (08:30~16:30)	半夜 (16:30~21:30)
デリックの上下およびトリミング	35,440円	52,980円
トリミング	21,070円	31,350円

ただし、本船乗組員により本作業が行なわれた場合は、その所要時間に対し、船内荷役料金第4項(1)の待機料金相当額を申し受けます。

3. スーパーバイザー及びエキストラ・レーバーの料金（1人につき）（標準）

区分	昼間 (08:30~16:30)	半夜 (16:30~21:30)	後夜 (21:30~05:00)
スーパーバイザー	32,300円	32,300円	36,680円
エキストラ・レーバー	27,440円	27,440円	31,300円

- (1) 手配取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後は10割を申し受けます。
- (2) エキストラ・レーバー料金は整備料金にも適用します。

4. フォークリフト（2.5トンまで）使用料金

区分	昼間 (08:30~16:30)	半夜 (16:30~21:30)	後夜 (21:30~05:00)
1台1時間（実働）	4,340円	5,750円	7,390円

備 考

- (イ) 委託者の要求により本船艤内において使用する場合に限ります。
- (ロ) 本船船側到着時より船側を離れるまでの時間とします。
- (ハ) 沖荷役の場合は運搬費として1台につき11,414円を申し受けます。

5. 日曜、祝日、割増適用項目

項目	割増率
最低料金	10割増
待機料金	10割増
スーパーバイザー	5割増
エキストラ・レーバー	10割増
ハッチ蓋ピーム開閉作業手伝料金	10割増
スタンバイギヤー手伝料金	10割増
フォークリフト使用料金	5割増

6. 料金表にない料金ならびに割増

- (1) 待機料金表の半夜を夜間と読み替える。
- (2) 深夜荷役割増料金 12割増
- (3) 深夜最低料金（作業員1口につき、但し待機料を含む）

1口の荷役量に対する請求金額が下記料金に満たない場合に適用する。

構成員数別の区分

9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
227,290円	348,510円	469,750円	590,970円	681,890円

7. 危険品標識料金（1トンにつき）

甲類	乙類	丙類
5,272円	4,088円	2,460円

8. 貨物系数表

別紙2のとおり

待機料金員数別対象品目分類表

(1口1時間につき)

区分	待 機 料 金		品 目 分 類
	昼 間 (08:30~16:30)	半 夜 (16:30~21:30)	
9人以下 (7.5人)	30,290円	47,120円	原木、角材、撤物(パケット取り)
10~13人 (11.5人)	46,440円	72,240円	パンタイズ貨物、バンパック・ プレスリング・バッグコンテナ、棉花(プレスリング)、コ ンテナ、ノックダウン、石灰、 鋼材、撤物、(搬出しを要する もの)
14~17人 (15.5人)	62,580円	97,350円	板ガラス、磚子、ケーブル、金 物類、化学品、紙、非鉄原継、 合成ゴム、青果(除、バトナ)、 茶、コルク、機械類、モーター サイクル、葉タバコ、タイヤ、 非鉄金属、シュレッダー
18~21人 (19.5人)	78,730円	122,470円	生ゴム、缶詰、バルブ、雑貨、 スクラップ
22人以上 (22.5人)	90,850円	141,320円	袋物(紙、ビニール入)、バナ ナ、冷凍品、冷藏品、撤物(モ ッコ取り)

はしけ運送料金

はしけ運送料金の部

1. 積載貨物の重量、容積が船腹トン数に満たなくとも満船状態になった場合は使用はしけ船腹トン数に8割を乗じた額をもって料金の計算トン数とします。
2. はしけ回船開始後における積揚河岸変更又は回船の取り消された時及び本船積卸不能又は陸揚積不能の場合で、他の本船又は積揚河岸に回航した時は、荷はしけにあっては基本料金の10割増以内、空船にあっては使用船腹トン数により、基本料金の5割以内とします。
3. 危険品積載の場合ははしけ滞船料金は、20割増以内を加算します。
4. 船側における深夜荷役は、基本料金の6割増とします。
ただし、沿岸における深夜荷役は、特に委託者の要求があった場合に本項を適用します。
5. 危険品標準料金（1トンにつき）

甲類	乙類	丙類
1,839円	1,603円	1,324円

6. 危険品を積載したはしけが、委託者又は監督官庁の指示により通常の碇泊場所以外の場所に碇泊を指定された場合およびその他特別の指示により要した費用は実費を申し受けます。
7. 貨物別系数表
別紙2のとおり。

はしけ内荷捌料金員数別対象品目分類表

(1トンにつき)

人 員	荷 挪 料 金	品 目 分 類
1名	66円	パレタイズ貨物(小)、バンパック、プレスリング、バッグコンテナ、棉花(プレスリング)、コンテナ(小)、生ゴム、板ガラス、巻取紙、石材、非鉄金属、屑鉄、原木(岸壁落し)
2名	132円	パルプ、雑子、ケーブル、金物類、化学品、紙、非鉄原料、機械類、モーターサイクル、葉タバコ、ノックダウン、コイル、鋼管、穀物(積荷)、タイヤ(大)、チップレート
3名	198円	パレタイズ(大)、コンテナ(大)、鋼材
4名	264円	缶詰、雑貨(ペール物、袋物)、合成ゴム、雑貨(カートン、ケース)、その他の雑貨、青果(除、バナナ)、茶、コルク、冷凍品、冷藏品
5名	330円	タイヤ
6名	396円	袋物(紙、ビニール入)、セメント、インゴット(棊積)、錫(棊積)、バナナ

備考

はしけ内フック関係要員である一般包装品の2名、特殊包装品、ユニタイズ、有姿、穀物の1名は本表の対象人員には含みません。

沿 岸 荷 役 料 金

沿岸荷役料金の部

1. 上屋山側入山料金

上屋、野積場山側入れ又は、出し料金の作業範囲は、次の通りとします。

車側←→上屋野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拵付するまでの作業。

(出) 貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業。

なお、作業範囲は50メートルとします。

一般貨物	上屋内料金の8割
撤貨物	上屋内料金の3割

ただし、撤貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撤は一般貨物の料金を適用します。

2. トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲①-②及び別指料金1に先行又は後続して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋内料金の4割以内とします。

(備考) 別掲1. 2. の料金に対しては沿岸荷役料金表の2. 割増料金3. 韶引料金4. 請料金及び料金の適用方の規定を準用します。

3. エキストラ・レーバー料金（1人1日につき）（標準）

区分	昼間 (08:30~16:30)	半夜 (16:30~21:30)	後夜 (21:30~05:00)
エキストラ ・レーバー	27,440円	27,440円	31,300円

(1) 手配取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後は10割を申し受けます。

(2) エキストラ・レーバー料金は整備料金にも適用します。

4. 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は、

別途実費を申し受けます。

5. 曜日、祝日、割増適用項目

項 目	割 増 率
最 低 料 金	10 割 増
待 機 料 金	10 割 増
上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金	10 割 増
看貨作業料金	10 割 増
仕訳作業料金	10 割 増
はい替作業料金	10 割 増
上屋山側入出料金	10 割 増
トラック積卸手伝料金	10 割 増
エキストラ・レーバー	10 割 増

6. 危険品標準料金（1トンにつき）

甲 類	乙 類	丙 類
2,772円	2,210円	1,355円

7. 貨物別系数表

別紙2のとおり

共 通 事 項

別紙1

品 目			類似品目
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入 空	
	パレタイズ貨物		
	バンパック		
	ハウグコンテナ		
	プレスリング		
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの) 完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		モーターサイクル、単車、自転車
包 装 品	袋 物		セメント、肥料類、穀飼類、塩砂糖類、曹達類
	ペール物		棉花、羊毛、麻類、化学合成繊維、石綿、生ゴム、パルプ
	カートン ケース クレー、	雑貨類・機械類 (1個当たり5トン未満のもの)	雑貨(ペール物、袋物、カートン、ケース入のもの) 硝子、ケーブル、金物類、紙、化学品、合成ゴム、非鉄原料、缶詰、機械、器具、部品
		機械類(1個当たり5トン以上のもの)	機械、器具、部品
		青 果 類	
		冷凍品・冷藏品	バター、チーズ
有 姿 貨 物	タ イ ャ		
	巻取紙(内地産)		
	木 材	岸壁揚のもの	米国材 南洋材
			北洋材 製 材
			枕木、電柱
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		
撤 貨 物	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む) 鋼 管(口径12インチ以上のもの) コイル	鋼材類
	石 材		
	小 麦 肥 料 原 料 鉱 石(粉)		硫酸加里、塩化加里、磷礦石、肥料
	鉱 石(塊) 特殊鉱礦石		陶 石
	砂 糖		

備考

(1) 個別協議で処理するもの

{ 包装品……家畜・家禽、合板、水物、生糸・繭、板ガラス、葉タバコの樽物
有姿……空気筒（各種）、塩漬鶏皮、車輌・舟艇、塩蔵魚・活鮮魚、活羊豚・活牛馬、鉄屑、シュレッダー

(2) 重量・容積の比率で処理するもの

{ 包装品……メイズ・マイロ・大豆・大麦・米、飼料用ペレット、ミール、コブラー

(3) 類似作業で処理するもの

{ 撒………有煙炭（内国産粉）、無煙炭（内国産粉）、有無煙炭（外国産粉）、コークス（粉）、有無煙炭（小・中塊・切込）、有無煙炭（外国産塊）、コークス（小・中塊）、輸入コークス、ピッチ、コークス（塊）
石灰石・ドロマイト・砂鉄・珪砂・碎石・砂利・粒鉄滓・砂糖・ミール・飼料用ペレット、メイズ・マイロ・大豆・大麦・コブラー
包装品……砂糖、鳥糞、アルミナ、塩（吸入）
有姿……電柱、パイル、屑鉄（プレス）、乗用車・トラック

別 紙 2

危険品の分類は次のとおりします。

甲類	火薬、爆薬、火工品、金属ナトリウム、金属カリウム、マグネシウム粉末、ニトロセルローズ及び同製品、その他爆発性貨物、半燃焼物、毒瓦斯、有毒性貨物、その他類似品
乙類	過酸化物、過塩素塩類、二硫化炭素、硝酸アンモニア、ベンジン、エーテル、揮発油、酒精、石油液化アンモニア、セルロイド及び同製品、生石灰、油布紙、その他可燃性又は引火性物（引火点・標氏27度以下のもの）、硫酸、硝酸、塩酸、圧縮瓦斯、その他類似品
丙類	樟脑及び同製品、ニトロ染料類、硝粉、磷化カルシウム、硝石、カーバイト、その他類似品並びに甲類、乙類に属しない汚損、危険性貨物

別紙3

貨物別系數表

系數	貨物名
1.1	ニョウ素
1.2	ライ麦、ミートボーンミール、コットンシードミール、フード、スクーリング、マトン(骨をとったもののカートン入)、大麦、大豆(袋物)、メース、マイロ
1.3	ドングリ、ミレッジシード、レープシード、スラックスシード、マスタードシード、メイズミール、タビオカ(タイ国産紙袋)、各種飼料用ペレット、カプロラクタム、ビートバルブペレット(米国産)、屑鉄(バラ)、米
1.4	澱粉(中国産綿袋)、カスター・シードミール、生ゴム、輸入魚粉(ペルー産麻袋入)
1.5	フェザーミール、ナナギミール、グランドナットミール、コブラミール、大豆粕、フィートオート、ニガーシード、シャームシード、サフラワーシード、魚粉(国内産紙袋)、骨粉、血粉、ポーランドペレット、韓国米(吸入)、輸入魚粉(アフリカ産麻袋入)
1.6	レープシードミール、アルmondセールミール、冷凍めかじき、りんちよう、さめ(フィールット)
1.7	セルト、冷凍さば、さめ(ドレス)、ヨークス(袋物)
1.8	カサバミール、コブラ、ふすま、サフラワミール
2.0	カポックシード、コットンシード、ビートバルブペレット(欧洲産)
2.2	サンフラワーシード
2.4	メイズコブミール、カスター・シード
2.6	カサバルートチップ
2.8	ミックスアニマルフーフ、キャッスルフーフ、ホップ
3.0	ビートバルブ(中国産)、マトン(首なし麻袋入)

備考

- (1) 上記貨物については重量をもって計算し、それぞれの系數を重量トンに乗じた数を計算トン数とします。
- (2) 上記に記載のない貨物については、類似貨物の系數を適用します。